町民文化センターESCO事業調査特別委員会報告書(抜粋)

地方自治法第100条第1項により町民文化センターESCO事業の事務に関する調査を行う 特別委員会を設置した理由は、町長の議会制民主主義に対する判断と自治体の行政を執行する上 での基本となる契約等の執行が適正になされなかったことである。

1点目は、町長の考え方と議会の考え方及び議決された結果が相容れない場合、町長の判断を優先すべきだとしたことである。

町長は重大な事業である「町民文化センター改修事業」について、執行者として起債を伴う大事業は、当然当初予算に計上し、他の事業と併せて町の財政運営に対する議会の判断を仰ぐべきであった。また、年度中途での補正予算で事業執行を図ろうとするのなら、議会に対し丁寧な説明、情報提供そして早めの対応をすべきであったが、そうした説明や情報提供及び議会での審議時間もほとんど取られず、まして町議会議員の改選直前の議会に上程したことは、議会軽視と言わざるを得ない。

さらに、町民文化センター改修事業の補正予算について、町議会議員の改選間際に専決処分を 行い、その専決処分を議会が不承認としたにもかかわらず、工事請負契約を締結したことは、ま さに二重に議会の意思を尊重しない結果となった。

2点目は、大規模事業の工事契約を行う手順について、町が民間事業者と契約し工事等を請け 負わせる際、競争入札という基本を遵守しなかったことである。

町民文化センター改修事業という事業の性格から、また1億5千万円余の事業費から見ても、プロポーザル方式で1者随意契約、契約金額の基礎となる設計委託、設計監理なども全て1者とする契約では、競争の原理が働かず、また、想定外の工事等が発生する等の事態もあり、契約金額の適正性が保たれない。

今回、町長がこのような不適切な専決処分及び契約行為を行ったことに対し、再びこのような ことを起こさないためには、今後、議会として契約行為の内容を常に確認し、不適切な項目を指 摘していくという議会の姿勢を強く表していかなければならない。

以上から、本特別委員会を全9回開催して得られた結論は、

- 「① 議会を尊重しない町長の判断は、結果、町民にとっての利益とはならない
- ② 町民文化センターの改修は長年の課題であり、議会は改修事業の必要性と町の財源確保の 努力は理解している。しかし不適切な予算措置・契約行為による執行は、契約金額等の適正 性が保たれず、これは町民にとって不利益となる可能性を含んでいる」

である。

最後に、今回の特別委員会の調査は100条を適用するまでには至らなかったが、この報告書で完了とする。なお、ここに提起した問題点について町長には猛省を促したい。今後松田町において、町と議会が適正な行政運営及び議会制民主主義を行っていくことで、さらなる町民の福祉向上が図れることを、松田町議会として強く意識し務めていかなければならない。